

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成22年11月29日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成22年11月29日から平成22年11月30日までの期間に作成され、又は取得した駐車整理票の全ての開示の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成22年12月10日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成22年12月13日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による改正前のもの）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示請求の対象とした日の駐車整理票の全てを速やかに適正に開示するよう要求する。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分は、開示請求の対象とした日の駐車整理票が県庁外来者駐車場（以下単に「外来駐車場」という。）利用者によって作成され、かつ、総務課に回付されて実際には存在していたにもかかわらず、「作成又は取得していないため」という不当な理由をもって意図的に開示すべき行政文書を隠匿したものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

開示請求の対象となる文書は、平成21年3月11日付けで締結された「広島県庁外来者駐車場及び駐輪車管理業務委託契約」（以下「原契約」という。）において定めら

れた様式によるものであり、契約締結当初は外来者駐車場の管理を委託している事業者（以下「委託業者」という。）から実施機関へ、当日の業務終了後に駐車場等管理日誌とともに引き継がれていた。

しかし、平成22年11月15日付けで締結された変更契約（以下「変更契約」という。）により、委託業者から実施機関へ引き継がれる文書は駐車場等管理日誌のみとなり、駐車整理票は委託業者又は県庁舎の警備業務を委託している事業者（以下「警備業者」という。）によって廃棄される取扱いに変更されたため、実施機関において取得されることはなくなった。

以上のことから、本件請求の対象となる文書は存在しないため、不開示（不存在）とした本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件請求及び本件処分について

本件請求は、平成22年11月29日及び同月30日の駐車整理票の開示を求めたものである。

これに対して実施機関は、不存在であることを理由とした行政文書不開示決定を行った。

2 本件処分の妥当性について

実施機関は、上記第4のとおり、駐車整理票を取得することはない旨説明するため、当審査会から実施機関に対して、原契約及び変更契約に係る文書の提出を求め、見分したところ、変更契約において、駐車整理票は、残留車分を除いて委託業者が廃棄処理を行い、残留車分については当日の業務終了後に委託業者が警備業者へ引き継ぐこととされ、警備業者に引き継がれた残留車の駐車整理票は、当該残留車が翌朝までに在庫した場合は警備業者が廃棄処理を行い、在庫しない場合は警備業者が委託業者に引き継ぐこととされていた。さらに、変更契約の効力発生日は平成22年11月15日とされていることが確認できた。

よって、平成22年11月15日以降の駐車整理票は、委託業者又は警備業者によって廃棄されるか、委託業者及び警備業者の間で引き継がれるのみであって、実施機関において取得することはなくなったものと認められる。

しかし、長期にわたる残留車への対応や外来者駐車場内での事故など、外来者駐車場の利用者に対し緊急に連絡を取る必要がある際に駐車整理票に記載されている情報が必要となった場合は、実施機関が委託業者又は警備業者から駐車整理票を取得する事態が想定される。

そこで、実施機関に対して、このような場合の対応方法について説明を求めたところ次のとおりであり、この内容に、特段、不自然・不合理な点も認められない。

- (1) 外来者駐車場の利用者に対し連絡を取る必要が生じた場合であっても、駐車整理票に記載されている情報のうち必要な情報を委託業者又は警備業者から聞き取るなどして対応していた。
- (2) 本件指定期間において、上記(1)のような事態のほか、駐車整理票の原本そ

のものが必要となるような事態も生じていない。

以上のことから、平成22年11月29日及び同月30日の駐車整理票について、不存在を理由として本件処分を行ったことは妥当である。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 23 年 3 月 7 日	・ 諮問を受けた。
令和元年 5 月 9 日	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
令和元年 6 月 21 日	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
令和元年 7 月 4 日	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
令和 2 年 3 月 23 日 (令和元年度第 12 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 2 年 5 月 22 日 (令和 2 年度第 1 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

兒 玉 浩 生	弁護士
日 山 恵 美	広島大学大学院教授
山 田 健 吾 （ 部 会 長 ）	広島修道大学教授